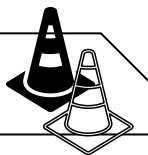


石綿工事の流れ



()の責務又は実施
 ▲:発注者
 ●:元請事業者(有資格者等)
 ■:自主施工者
 ◎:中野区

大気汚染防止法、同法施行規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

中野区建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散防止等に関する要綱

令和6年2月14日更新
 中野区環境部環境課環境公害係
 03-3228-5799(直通)

はじめ

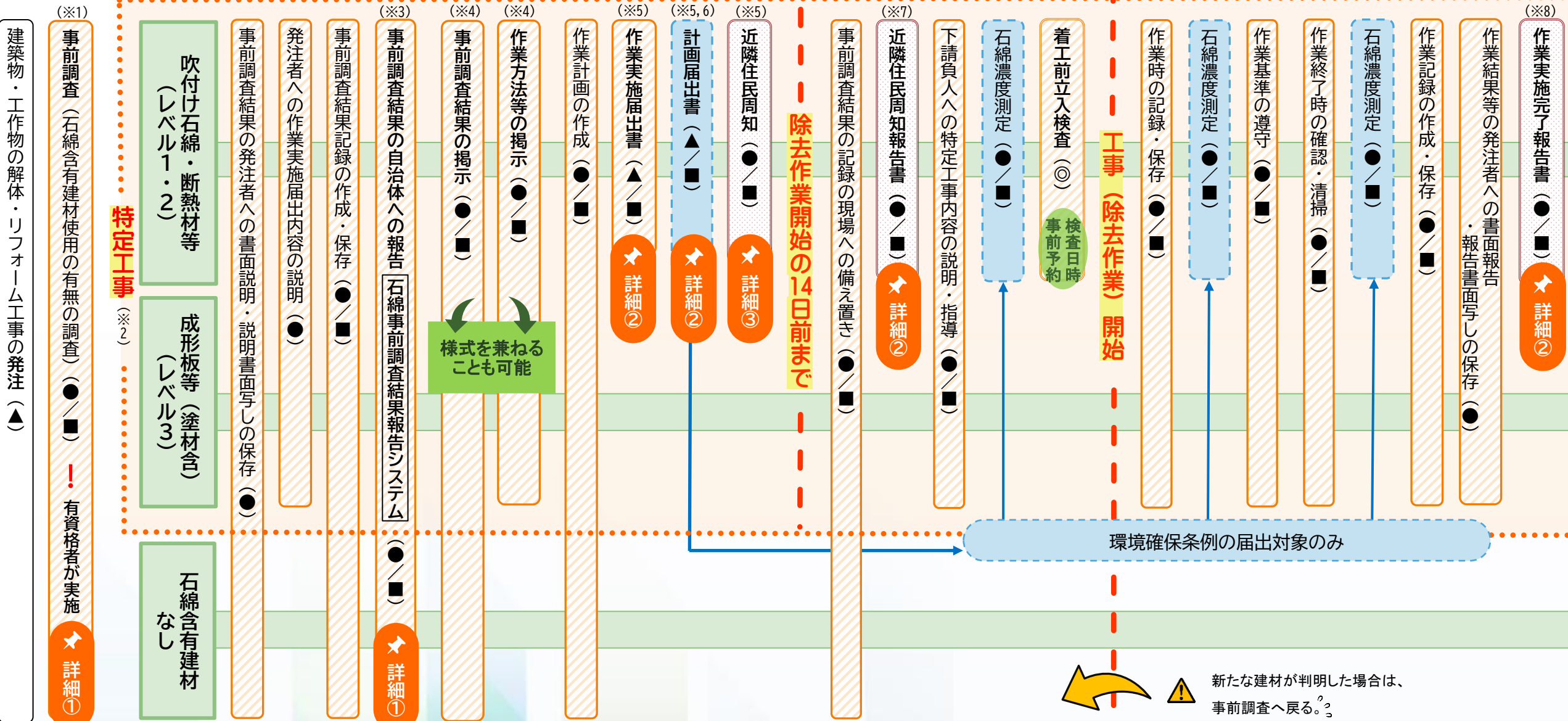
事前調査

着工前

除去作業前

除去作業中

除去作業後



建築物・工作物の解体・リフォーム工事の発注 (▲)

※1) 事前調査 (石綿含有建材使用の有無の調査) (●/■) ! 有資格者が実施

★ 詳細①

書面・目視による調査において石綿含有の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査が必要。ただし、H18.9.1以降に着工した建築物であることが判明した場合は、目視・分析の調査は不要。

- 【報告の対象となる規模要件】
- 建築物の解体: 80㎡以上
 - 建築物のリフォーム: 100万円以上
 - 特定工作物の解体・改修: 100万円以上
 - 石綿の有無は問わない

※3) 事前調査結果の自治体への報告 (石綿事前調査結果報告システム) (●/■)

★ 詳細①

★ 詳細② 特定粉じん排出等作業実施届出関連の提出は事前予約が必要。

★ 詳細③ 戸別配布・説明会開催など、周知方法は問わない。

【周知範囲】
 建築物の高さの範囲又は敷地境界線から10mの範囲のどちらか広い範囲

事前調査について



作業実施届出関連

★ 詳細② 詳細は区HPよりご確認ください

- ※1) 有資格者 = 建築物石綿含有建材調査者ほか
- ※2) 特定粉じん = 石綿 (アスベスト)
 特定工事 = 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
- ※3) 事前調査後すみやかに、遅くとも工事着手前までに
- ※4) 工事開始～終了までの期間、継続して掲示が必要
- ※5) 特定粉じん排出等作業実施届出書等の提出及び近隣住民周知は除去作業開始の日の14日前(中14日)までに
- ※6) 環境確保条例の届出対象となる要件は、吹付け石綿の使用面積が15㎡以上もしくは吹付け石綿、石綿含有断熱材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造面積が500㎡以上である場合
- ※7) 近隣住民周知、掲示板設置後すみやかに
- ※8) 特定粉じん排出等作業完了後すみやかに